

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

社会福祉法人 若木会
若木保育園

平成29年 8月29日

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

福祉サービス第三者評価
国基準ガイドライン版
児童分野-保育所
評価結果報告書

福祉サービス第三者評価結果

目次

福祉サービス第三者評価結果の概要	1
①第三者評価機関名	
②施設・事業者情報	
③理念・基本方針	
④施設・事業所の特徴的な取組	
⑤第三者評価の受審状況	
⑥総評	
⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント	
⑧第三者評価結果	
評価領域ごとの特記事項	6
(別紙1A) 第三者評価結果	9
(別紙2A) 第三者評価内容結果	33

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	若木保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	園長 金子 義男
定員(利用人数):	60名
所在地:	〒257-0028 神奈川県秦野市東田原440-5
TEL/FAX:	0463-81-6332/0463-81-5529
ホームページ:	www.ans.co.jp/u/wakagikai/

【施設・事業所の概要】

開設年月日	1976年5月1日
経営法人・設置主体	社会福祉法人 若木会

職員数	常勤/非常勤	常勤職員:17名 非常勤職員:5名
	専門職員(名称)	園長:1名 副園長:1名 主任:1名 保育士:14名
		栄養士:2名 事務員:1名 業務員:1名
		幼稚園教諭:1名

施設・設備の概要

居室数	クラス室:6 厨房:1 事務室:1 浴室:1 休憩室:2
設備等	遊技場:2(屋上) 屋外遊技場:1

③理念・基本方針

- I 保育理念
- 1 保育実践の立脚点
 - (1)「本当にそうか」と問うこと
 - (2)実践してみる
 - 2 教育されるべき人間
 - 3 保育の視点
 - (1)未知なる存在としての子ども
 - (2)環境設定としての保育
 - (3)大人に迎合しないこと
 - (4)独り立ちした時の姿に目をすえて
- II 裁かない保育を目指して
- 1 保育のあり方
 - 2 保育の方法「伝わる愛について」

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①地域環境(特に丹沢大山国定公園の活用)を利用した保育活動
- ②年度の前半は戸外活動、後半は静的室内活動活動、
- ③対話方式による4 朝夕の受付・報告のやり取り、保護者の一日実習、成長記録ノートの交換、若木文集発行
- ④コミュニティ保育グループ支援
- ⑤セカンドステップ親子塾の開講
- ⑥ 園として実朝祭りへ参加

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

平成29年2月1日(契約)～平成29年11月1日(評価結果確定)

受審回数(前回の時期)

回(前回:平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 理念、保育方針を明確にし、職員全体で園の目指す保育を実施しています

園は理念、方針とその実践に向けての保育手法「裁かない保育」を園内研修資料にまとめ、新任者研修、職員会議、園内研修などで職員に周知しています。毎月のカリキュラム検討会では、指導計画の作成、評価、見直しを行う中で、保育内容が理念、方針に沿っているか話し合っています。

保育課程、指導計画は理念に沿った保育が実践できるように独自の様式を作り、日々の振り返りの中で立ち戻れるように工夫しています。

自己評価の機会を多く設け、職員は人事考課制度の中のビジネスマナー、実力評価、成果貢献評価を通し、常に自己の取り組みが理念や保育方針に沿っているかを確認しています。成果貢献評価では、目標設定と達成度の評価を行っています。

新任者に対してはチューター制をとり、コミュニケーションノートを用いて日々の指導や助言をしています。クラスではクラス評価にチームとして取り組み、お互いの気づきを話し合っています。園全体での取り組みを通し、職員は方向性を共有し目指す保育の実現に向け取り組んでいます。

2) 保育士の見守りのもと、子どもたちは自分らしさを素直に表現し、園生活を楽しんでいきます

保育士は、「裁かない保育」の実践を目指し、一人ひとりの子どものありのままを受け入れるように努めています。子どもを注意する時にも、そのような行動をした理由を推察し、否定語や禁止語ではなく、それに代わる肯定的な言葉を探し、子どもが自分で気付けるように導いています。

理念に基づく保育士の見守りのもと、子どもたちはのびのびと園生活を楽しんでいきます。保育士に自分の全てを受け止めてもらい、子どもたちは保育士に素直に甘え、自分の思いを言葉や表情で表しています。保育士に話を聞いてもらおうと思いいいに話しかけている子どもの姿を見ることが出来ます。

自由遊びの時間には、子どもたちは友達と園庭の遊具やスロープで遊んだり、ごっこ遊びをしたり、水遊びを楽しんだり、虫を探したりと自分の好きなことをして遊びこんでいます。

3) 丹沢大山国定公園にあるという地域環境を活かした保育を実践しています

丹沢の山々や富士山が臨める恵まれた自然環境を活かし、園は戸外遊びに力を入れています。

0歳児は外気浴から始まり、5か月頃からは園庭での外遊びが始まります。歩けるようになると園庭での探索活動から園外の散歩へと出かけます。自分で歩ける範囲の距離と定め、年齢や発達に合わせて周辺の田畑、山道へと距離を伸ばしていきます。

3・4・5歳児になると大山を始めとした丹沢国定公園の山々にお弁当を持って遠出をし、5歳児の富士登山が集大成となっています。

このような取り組みを通し、子どもたちは体力だけでなく、目的に向かって頑張る精神力や友達を思いやる心などを養っています。また、四季折々の豊かな自然に触れることを通し、感性を養い科学する目を育てています。

◇改善を求められる点

1) マニュアルのさらなる整備が期待されます

園は健康管理マニュアル、衛生管理マニュアル、安全管理マニュアルなど各種マニュアルを策定しています。

マニュアルや手順書はフローチャートを用いるなどして分かりやすく使いやすいように工夫されているものもあります。しかしチャート化やファイルの綴じ方に統一がされていない部分も見受けられました。マニュアルを見直し差し替え、保管方法を明確にするなどの整備が必要かと思われます。また、見直した日付が記載されていないものもありますので、定期的(年に1回など)に見直されることが期待されます。

マニュアル類は、判断に迷った時に活用するもので、職員が統一した対応がとれるように使いやすく、理解しやすくしておく必要があります。今後の職員の入れ替わりなども考え、職員がいつでも確認できるように整備や工夫されることが期待されます。

2) 保護者への情報発信の方法をさらに工夫されることが期待されます

園は保育目標に保護者の目指す姿を記載し、子どもたちと保護者と保育者の連帯を大切にしています。保護者に対しては、資料を配布するとともに、入園時オリエンテーションや保護者会などで説明しています。保育士は朝夕の送迎時には保護者とコミュニケーションに努め、保護者との関係作りに努めています。

このような、園の努力にもかかわらず、保護者からは、園からの情報が保護者に伝わっていないと思われる意見があります。時代の変化に伴い保護者や環境も変化していることを考慮して、保護者とのより良い関係を構築するためにも情報発信のさらなる工夫が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名:社会福祉法人若木会 若木保育園

保育所の保育活動は、従来、第1義的には、あくまでも入所児の最善の成長・発達を支え、促進すること、また、保護者の就労を支えることを目的としており、保育活動について、行政の監査は受けるが、第三者の評価を受けた上で、展開することを前提としてはいなかった。いわば園独自の、個性的な保育活動の充実を目指して、努力を積み上げてきた経緯がある。

保育所の歴史では、保育所を運営する上で、社会情勢との関連で、絶えず制度の不備が指摘され、その改善が図られてきた経緯がある。これは社会の景気の動向と直接的に連動している。

しかし、制度としての保育園は、今や、制度に安住していることができない程に、社会情勢や利用者の多様な願いや要求に直面している。保育活動そのものよりも「親支援」が強調される現況にある。

そこで、保育所の運営において、制度としての保育所は、入所児童の成長・発達を支えるだけではなく、親支援、保護者の安心(子育ての安心・就労の安心等)を目指して活動を展開してゆく必要性が生じていると、法人立の保育所として判断するに至っている。

従って、保育所の保育活動が、保育所独自の主観的活動の部分と、制度としての保育所の使命を果たす客観的活動との調整が課題になるが、この課題解決のための第1歩として第三者評価の受審を実施することにした。

第三者評価の受審に際しては、保育理念、保育内容、保育活動等保育所の役割が必要にして十分に機能しているか、保育活動に対する職員の意識・意欲はどうか、保護者の園に対する満足度はどの程度か等を課題として挙げ、受審の準備作業に入った。

この際、実感したことは、理事長・園長が実務上の十分な運営管理・文書管理をしているか、不備を適宜補完する作業をしているか、という点で、改善の余地があったことが挙げられる。

なお、第三者機関・(株)フィールズによる審査は、厳正・的確、しかも友好的で、安心して受審できたことは、今後、園運営・保育活動の改善・充実の励みになっている。

園長 金子 義男

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」「第三者評価内容結果」に記載している事項について公表する。

評価領域ごとの特記事項		
1	人権の配慮	・子どもを尊重した保育の標準的な実践手法として「裁かない保育」を明文化し、職員会議や園内研修で説明しています。保育士は、毎月の実施評価で自己の保育を振り返っています。保育士は大人の価値観で子どもを捉えず子どものありのままを受け入れ、否定語や禁止語ではなくそれに代わる肯定的な言葉を探すように努めていて、保育士間で注意し合う土壌が育っています。 ・子どものプライバシー保護等の権利擁護についてマニュアルに明記し職員に配布しています。研修などは実施していませんが、職員はビジネスマナーの自己評価で毎月振り返っています。シャワーの時に目隠しをする、幼児の着替えはロッカーの陰するなど、子どもの羞恥心へ配慮しています。気になる事案があった時には、職員会議で取り上げ話し合っています。 ・苦情解決の仕組みを整備し、玄関に掲示するとともに、オリエンテーション資料に記載し保護者に周知しています。苦情や意見、要望は職員会議で対応について話し合い、記録に残しています。苦情内容と結果は保護者の同意を得て公表しています。苦情に至らない意見、要望は文書にまとめ、内容と解決策、園の考えを保護者にフィードバックしています。
2	意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	・保育士は、子どもの表情や言葉、活動への姿勢、しぐさ等を観察し子どもの意向を把握しています。保護者に対しては、年2回のアンケート、保護者会、個人面談等で把握しています。保護者会には全職員が参加しています。また、日々の保護者との会話の中からも保護者の意向を聞いています。把握した結果は職員会議で検討し改善につなげています。 ・0、1歳児クラス、1、2歳児クラス、3～5歳児クラスの異年齢縦割り保育を行っています。高齢者施設への訪問、障害者施設との餅つき交流、近隣の人との交流、4、5歳児の合宿、5歳児の富士登山など子どもが主体的に自然や社会に関わることができるよう工夫した取り組みを行っています。0歳児は5か月頃から午前中は園庭で過ごし、年齢に応じて活動の場を広げ、社会的ルールを身に付けられるよう配慮しています。 ・「食育計画」に基づき、期別、月間計画を作成しています。落착いて食事がとれる環境、雰囲気作りに配慮し、職員は食材や調理方法を説明し、苦手な物も食べられるよう援助しています。季節の行事やバイキング、バーベキュー、お弁当の日を設け、食事が楽しくとれるよう工夫しています。月1回調理室だよりと献立表を配付し、食事のサンプルの掲示、年3回給食試食会を開催しています。

評価領域ごとの特記事項		
3	サービスマネジメントシステムの確立	・保育について標準的な実施方法は入社時のオリエンテーション資料、園内研修資料に保育理念、全体計画、保育課程、事業計画、倫理綱領が図式化、明文化され、子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されています。勉強会、自己評価、クラス評価、実施評価表で振り返り、職員の理解を図っています。保育の実践的な実施方法については、週1回のクラス打ち合わせ、月1回のカリキュラム会議、半期、年度末の振り返りで検証、見直しが定期的に行われています。 ・子どもや保護者の状況やニーズは児童表、健康診断書、母子手帳、入園時の家庭訪問、年2回の個人面談、アンケートで把握し、指導計画に反映しています。指導計画の評価と見直しは、週1回のクラス打ち合わせ、月1回のカリキュラム検討会等定期的に行い、参加できなかった職員は連絡ノートで確認し、全職員は内容を周知しています。 ・リスクマネジメントに関する責任者は園長、主任です。各クラスで子どもの日常のヒヤリハットや事故の記録を収集し、月1回のカリキュラム検討会やチーフ会議、ヒューマンエラーの園内研修で安全確保のための評価、見直しを定期的に行っています。
4	地域との交流・連携	・クラスの運営目標に「地域との連携」を掲げ、地域との交流を積極的に図っています。散歩で地域住民と日常的に交流するほか、自然観察施設「くずはの家」や児童館等を定期的にご利用しています。高齢者施設を定期的に訪問し歌やダンスを披露したり、障害者施設と餅つきで交流したりしています。地域の催し物等の情報は掲示し保護者に提供しています。 ・コミュニティ保育(地域の子育て支援サークル)3団体に月1回保育士を派遣し、保育指導や援助を行っています。開催時には園庭開放や遊具、施設の提供、園児との交流等を行っています。また、一時保育、育児相談も実施しています。災害時の地域の一時的な拠点となるよう非常食の準備等を行っています。 「保育ボランティアの受け入れについて」で基本姿勢を明文化しています。秦野市社会福祉協議会の夏の高校生ボランティアや中学生の職場体験などを多数受け入れ、事前オリエンテーションで園の方針や子どもへの関わり方、配慮事項等を資料を用いて説明します。また、日本舞踊の指導など、地域住民のボランティアも受け入れています。

評価領域ごとの特記事項		
5	運営上の透明性の確保と継続性	・理念、基本方針を玄関に掲示するとともに全体計画、指導計画、ホームページ等に記載しています。職員研修用資料に保育理念、基本方針及び園が目指している「裁かない保育」を分かりやすく記載し、新任者研修、職員会議、園内研修等で周知徹底を図っています。保護者に対してはオリエンテーション資料、文集等に記載し保護者会で説明しています。 ・平成28年度～35年度までの中・長期計画とそれを踏まえた年度ごとの事業計画を作成しています。中・長期計画では、理念や基本方針の実現に向けたビジョンが明確に示されていて、経営課題の具体的な解決・改善策が示されています。年度ごとの事業計画には保育活動計画、養護・教育活動、安全管理、職員教育などの項目ごとに具体的な内容が記載されています。 ・指導計画や行事計画、日誌などには自己評価の欄があり、クラスで話し合い保育内容の自己評価をし、園長または副園長、主任がチェックしています。職員およびクラスの自己評価を基に、園としての自己評価を実施しています。自己評価の結果は職員会議で発表し、課題は次年度の重点改善課題とし、園全体で改善に向けて取り組んでいます。
6	職員の資質向上促進	・若木保育園規則及び組織図に園長の役割と責任が明文化されています。園長は、職員会議やミーティング、園内研修などを主宰し、組織をリードしています。園長は職員研修用資料を配布し、職員が園の理念や方針、園が目指す「裁かない保育」の実践法について職員への周知徹底を図っています。 ・人事考課制度の成果貢献評価で、目標設定と達成度の評価を行っています。考課者との話し合いで目標設定をし、中間面接でチェックし助言を受けています。目標達成度の評価は一次考課者、主任、園長で行い、フィードバックしています。新任者に対してはチューター制をとり、コミュニケーションノートを用いて日々の指導や助言をしています。 ・新任者、中堅職員などそれぞれの経験や習熟度に応じ効果的なものとなるよう研修内容を工夫しています。全職員参加の内部研修のほか、保育技術やピアノ個別レッスンなどのテーマで内部研修を実施しています。非常勤職員を含め全職員が年1回以上、外部研修に出席しています。研修に参加した職員は研修レポートを提出するとともに、職員会議で報告しています。外部研修の情報は回覧して、自発的な研修参加希望者には休暇を優先的にとれるようにするなど、参加を推奨しています。

(別紙1A)

第三者評価結果

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【判断基準】 a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 c) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。 ☒ ア 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ☒ イ 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。(保育所) ＜コメント＞ 理念、基本方針を玄関に掲示するとともに全体計画、指導計画、ホームページ等に記載しています。職員研修用資料に保育理念、基本方針及び園独自の保育手法「裁かない保育」を分かりやすく記載し、新任者研修、職員会議、園内研修等で周知徹底を図っています。保護者に対してはオリエンテーション資料、文集等に記載し保護者会で説明しています。		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
 - ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は経営者協議会、全国社会福祉協議会、全国保育協議会、秦野市民間保育園園長会、幼保小連携事業等の各種会議や研修会に出席し、社会福祉事業を取り巻く現状と課題を把握しています。また、秦野市の保育こども園課担当からの市内の人口推移や入所児童、待機児童などの動向を把握し、分析しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
 - ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

待機児童問題や設備整備、保育内容、職員体制、人材育成等の現状を分析し、具体的な経営課題を明確にし、理事会で共有しています。職員へは、職員会議で必要に応じて周知しています。課題の具体的な解決に向け、園舎の増改築や地域の待機児童問題の解消に向けての受け入れ枠の拡大を長期計画としています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

平成28年度～35年度までの中・長期計画を作成しています。中・長期計画では、理念や基本方針の実現に向けたビジョンが明確に示されていて、園舎の増改築や待機児童解消に向けた定員増など経営課題の具体的な解決・改善策が示されています。数値目標などは明記されていませんが、定期的に計画の進捗状況をチェックし、見直しています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中・長期計画を踏まえ、年度ごとの計画が策定されています。事業計画には理念や基本方針の実現に向けた保育活動計画、養護・教育活動、安全管理、職員教育などの項目ごとに具体的な内容が記載されています。数値目標などの記載はありませんが、保育内容については毎月、運営面については半期ごとに進捗度のチェックをしています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
 - ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画の保育活動計画(全体計画)や行事計画などは、カリキュラム検討会や職員会議で話し合い策定していて、職員意見が反映されています。カリキュラム等の保育内容は、毎月の実施評価の中で実施状況をチェックし、見直しています。運営については、半期で中間評価し、必要があれば見直し、職員会議で共有を図っています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
 - ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

計画は閲覧できるように玄関に置いています。保護者会役員会で園の重要課題について説明しています。カリキュラムは、園内に掲示し保護者会で説明しています。行事計画等は資料を保護者に配付し、説明を十分に行い理解を促しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上にむけた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ☐ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

人事考課制度として、職員一人ひとりがビジネスマナー度評価、実力評価、成果貢献評価の自己評価を行っています。指導計画や行事計画、日誌などには自己評価の欄があり、クラスで話し合い保育内容の自己評価をし、園長または副園長、主任がチェックしています。第三者評価を定期的に受審していませんが、職員およびクラスの自己評価を基に園としての自己評価を実施しています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

自己評価の結果は職員会議で発表し、職員間で共有しています。自己評価の結果、明らかになった課題は、次年度の重点改善課題とし、園全体で改善に向けて取り組んでいます。具体的な事例としては、人事考課制度の運用に関して、外部講師による研修会を実施したなどがあげられます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

若木保育園規則及び組織図に園長の役割と責任が明文化されています。園長は、職員会議やミーティング、園内研修などを主宰し、組織をリードしています。園長は職員研修用資料を配布し、園の理念や方針、「裁かない保育」の実践法について職員への周知徹底を図っています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

職場生活の心得に組織及び職員が守るべき法令、倫理などを「職場生活の心得」として研修資料の中に綴じ込み配付し、職員に周知しています。また、外部のセミナーや経営協議会機関誌等で遵守すべき法令、他施設での不適切な事例などの情報を得て、職員に情報提供しています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は月案や週案、日誌を確認し、理念、方針及び園が目指す「裁かない保育」が実践されているかを常に確認し、必要に応じて指導、助言しています。職員会議やミーティングなどで、日々の保育について振り返り、質の向上に向けて話し合っています。また、園内研修でも取り上げ、周知しています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☐ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、人事や労務、財務等の状況を常にチェックし、改善に向けて取り組んでいます。園長は、保育標準時間の実施に伴う職員の労働強化対策として、非常勤職員を配置するなど、業務の見直しを常に図っていますが、経営の改善にまでは至らず課題となっています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園運営に必要な人材や人員体制に関する計画があります。必要な人材確保に向け、秦野市民間保育園園長会主催の就職説明会などに参加していますが、保育士確保が難しい状況です。また、産休や育休、短時間勤務等の体制の整備や、退職者の職場復帰の受け入れ、非常勤職員の正規職員への登用など、必要な人材確保に向け様々な取り組みをしています。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☐ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☐ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☒ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

基本方針、園内研修資料、全体計画に目指す保育者の姿を、人事考課制度に等級ごとに求められる能力や経験、要件等を明記し、職員に配布しています。人事考課制度の自己評価（成果貢献、実力評価、ビジネスマナー度評価）を基に園長が評価し園長面談でフィードバックしています。評価結果は賞与や昇給、昇格に連動していますが、結果を分析して改善策につなげるに至っていません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - ☐ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の経験を考慮してクラス編成をし、チーム内で指導やアドバイスが受けられるようにしています。全てが改善策につながっていませんが、誕生日休暇を設けるなど就業規則に基づいた有給休暇が取得できるよう工夫しています。家庭や健康状態などその人の状況に合わせて働き続けられるよう短時間勤務等の体制を整えたり研修体制を整備するなど、働きやすい職場づくりに努めています。

II-2-(3) 職員の質向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

人事考課制度の成果貢献評価で、目標設定と達成度の評価を行っています。考課者との話し合いで目標設定をし、中間面接でチェックし助言を受けています。目標達成度の評価は一次考課者、主任、園長で行い、フィードバックしています。新任者に対してはチューター制をとり、コミュニケーションノートを用いて日々の指導や助言をしています。

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

職員に必要とされる専門技術や専門資格、研修内容を基本方針や事業計画に明記し、それに基づき研修計画を作成しています。新任者、中堅職員などそれぞれの経験や習熟度に応じ効果的なものとなるよう研修内容を工夫しています。定期的に研修内容や成果の評価・分析をし、次期の研修計画の策定に反映しています。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

全職員参加の内部研修のほか、保育技術やピアノ個別レッスンなどのテーマで内部研修を実施しています。非常勤職員を含め全職員が年1回以上、外部研修に出席しています。研修に参加した職員は研修レポートを提出するとともに、職員会議で報告しています。外部研修の情報は回覧して、自発的な研修参加希望者には休暇が優先的にとれるようにするなど、参加を推奨しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - ☒ エ 指導者に対する研修を実施している。
 - ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

「保育実習生・インターンの受け入れについて」に保育に関わる専門職の教育・育成についての基本姿勢を明記し、受け入れ体制を整えています。年に一度、実習生受け入れのためのガイダンスを行っています。基本プログラムは作成していますが、学校側と連携し、実習内容を調整しています。実習終了時には職員が参加して反省会を実施しています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - ☐ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ☐ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - ☐ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページに保育理念、保育目標、保育内容、園の概要などを載せ、情報提供しています。ホームページには運営法人の運営状況、資金収支報告書も掲載し、公表しています。事業計画、事業報告等は誰でも閲覧できるよう玄関に置いています。年3回発行する機関紙「わかぎ」を保護者と理事・監事に配布しています。第三者評価の受審結果の公表も今後の課題となります。

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。
 - ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - ☒ ウ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。
 - ☒ エ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ☐ オ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。
 - ☐ カ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

組織図で職務分掌と権限・責任を明確にし、職員に周知しています。事務手続き、企画、立案についての決裁手順、経理等のルールを定め、文書化しています。外部監査の活用などは行っていませんが、毎年監事である税理士の監査を受け、アドバイスをもらっています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

クラスの運営目標に「地域との連携」を掲げ、地域との交流を積極的に図っています。散歩で地域住民と日常的に交流するほか、自然観察施設「くずはの家」や児童館等を定期的に利用しています。高齢者施設を定期的に訪問し歌やダンスを披露したり、障害者施設と餅つきで交流したりしています。地域の催し物等の情報は掲示し保護者に提供しています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

＜コメント＞

「保育ボランティアの受け入れについて」で基本姿勢を明文化しています。秦野市社会福祉協議会の夏の高校生ボランティアや中学生の職場体験などを多数受け入れ、事前オリエンテーションで園の方針や子どもへの関わり方、配慮事項等を資料を用いて説明します。また、日本舞踊の指導など、地域住民のボランティアも受け入れています。今後は記録を整備することが期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☐ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☐ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☐ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。（保育所）

＜コメント＞

保育所として必要な社会資源とその連絡先、連絡方法をリスト化し、いつでも確認できるようにしています。関係機関や団体が参加する連絡会などへの参加機会がなく、今後の関係機関のネットワーク化が課題と園はとらえています。家庭での虐待等が疑われる場合には、秦野市役所や児童相談所等と連携し、カンファレンスに参加するなどして対応しています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のため取組を行っている。

第三者評価結果

26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
----	--------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。
 - ☒ イ 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
 - ☒ ウ 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
 - ☒ エ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。
 - ☐ オ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。

<コメント>

コミュニティ保育（地域の子育て支援サークル）3団体に月1回保育士を派遣し、保育指導や援助を行っています。開催時には園庭開放や遊具、施設の提供、園児との交流等をしています。また、一時保育、育児相談も実施しています。災害時の地域の一時的な拠点となるよう非常食の準備等を行っています。自治会との取り決めは今後の課題となっています。

第三者評価結果

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☒ イ 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☒ ウ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
 - ☒ エ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☐ オ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - ☐ カ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

<コメント>

コミュニティ保育や一時保育の利用者からの相談や雑談を通し、地域の福祉ニーズを把握しています。民生委員・児童委員の研修を受け入れて、地域の情報を得ています。秦野市や市社会福祉協議会などからも情報を得ています。把握した情報から地域の子どもの入所につなげるなどしていますが、地域のニーズにもとづいた具体的事業を展開するに至っていません。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☑ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☑ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☑ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☑ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☑ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☑ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。（保育所）
 - ☑ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。（保育所）
 - ☑ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。（保育所）

<コメント>

子どもを尊重した保育の標準的な実践手法として「裁かない保育」を明文化し、職員会議や園内研修で周知しています。保育士は、毎月の実施評価で自己の保育を振り返っています。保育士は大人の価値観で子どもを捉えず子どものありのままを受け入れ、否定語や禁止語ではなくそれに代わる肯定的な言葉を探すように努めていて、保育士間で注意し合う土壌が育っています。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
 - ☒ イ 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
 - ☐ ウ 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ オ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。
 - ☒ カ 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。
 - ☒ キ 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。

＜コメント＞

子どものプライバシー保護等の権利擁護についてマニュアルに明記し職員に配布しています。研修などは実施していませんが、職員はビジネスマナーの自己評価で毎月振り返っています。シャワーの時に目隠しをする、幼児の着替えはロッカーの陰でするなど子どもの羞恥心へ配慮しています。気になる事案があった時には、職員会議で取り上げ話し合っています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

現在作成中のパンフレットには理念や方針、保育内容などが、図や写真を用い分かりやすく説明されています。ホームページでも園の情報を提供しています。利用希望者の見学は昼寝時間を除いて随時受け入れ、副園長、主任、クラスチーフが個別に対応しています。年齢のクラスに入り、一緒に遊んでもらうなど、イメージしやすいよう工夫しています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等に解かり易く説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園オリエンテーションで入園案内の資料（入園案内、重要事項説明書、全体計画、園生活をスムーズにするために等）に基づいて保護者に説明し、同意を得ています。保護者が理解できるよう、用意してもらう物の図を入園案内に載せたり、現物を見せたりしています。オリエンテーション時には一年の行事の写真を掲示するなどの工夫をしています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所を変更する場合の手順や申し送りの手順や文書は定めていません。終了後も、主任が相談窓口となり相談にのる旨を口頭で伝えていますが、文書化には至っていません。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。(保育所)
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。(保育所)
 - ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。(保育所)
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。(保育所)
 - ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。(保育所)
 - ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。(保育所)

<コメント>

保育士は、子どもの表情や言葉、活動への姿勢、しぐさ等を観察し子どもの意向を把握しています。保護者に対しては、年2回のアンケート、保護者会、個人面談等で把握しています。保護者会には全職員が参加しています。また、日々の保護者との会話の中からも保護者の意向を聞いています。把握した結果は職員会議で検討し改善につなげています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
 - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組みを整備し、玄関に掲示するとともに、オリエンテーション資料に記載し保護者に周知しています。苦情や意見、要望は職員会議で対応について話し合い、記録に残しています。苦情内容と結果は保護者の同意を得て公表しています。苦情に至らない意見、要望は文書にまとめ、内容と解決策、園の考えを保護者にフィードバックしています。

第三者評価結果

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べ易いように環境を整備し、保護者等に周知している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ☐ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☐ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

職員は、いつでも相談にのる旨をオリエンテーション時や保護者会、日々の会話の中で言葉かけし、保護者が相談したり、意見を述べたりしやすい雰囲気を作り出すようにしています。ただし、相談相手を選べる旨の記載まではされていません。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。
 - ☐ ア 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - ☐ イ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
 - ☒ ウ 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - ☒ エ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ☒ オ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - ☒ カ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

＜コメント＞

意見箱やアンケート、保護者会等で保護者の意見を聞いています。保育士は積極的に声をかけ日常会話の中から保護者の声を拾っています。連絡帳からも把握しています。把握した意見や相談は、職員会議で話し合い改善につなげています。「意見・要望・提案への取り組み」という様式を用いて対応していますが、対応マニュアルの整備は課題となっています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☐ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞

リスクマネジメントに関する責任者は園長、主任です。各クラスで子どもの日常のヒヤリハットや事故の記録を収集し、月1回のカリキュラム検討会やチーフ会議、ヒューマンエラーの園内研修で安全確保のための評価、見直しを定期的に行っています。マニュアルの整備が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☐ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☐ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。（保育所）

<コメント>

感染症対策の責任者は園長です。「感染症対応マニュアル」に基づき、対応マニュアルを作成し、入園案内、オリエンテーション時、クラスだより、献立表等で保護者に情報提供しています。感染症が発生した時は、プライバシーに配慮し、各クラスに掲示しています。対応マニュアルの定期的な見直しが期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

消防計画に基づいて災害発生時の初動対応、出勤基準が定められ、職員は周知しています。月1回の避難訓練、2か月に1回の通報訓練、年1回の引き渡し訓練、救急法訓練、炊き出し訓練、テント設営訓練を実施し、子どもの安全確保の取り組みを積極的に行っています。滑り止めなど落下防止措置や食料などの備蓄を整備しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供している。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。（保育所）

<コメント>

保育について標準的な実施方法は入社時のオリエンテーション資料、園内研修資料に保育理念、全体計画、保育課程、事業計画、倫理綱領が図式化、明文化され、子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されています。勉強会、自己評価、クラス評価、実施評価表で振り返り、職員の理解を図っています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の実践的な実施方法については、週1回のクラス打ち合わせ、月1回のカリキュラム会議、半期、年度末の振り返りで検証、見直しが定期的に実施されています。職員や保護者からの意見や要望は、指導計画の内容を踏まえ、検証、見直しを行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。
- ☒ ア 指導計画策定の責任者を設置している。
 - ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - ☒ エ 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。（保育所）
 - ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。（保育所）
 - ☒ カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。（保育所）
 - ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。（保育所）
 - ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。（保育所）

<コメント>

指導計画策定の責任者は副園長です。子どもや保護者の状況やニーズは児童表、健康診断書、母子手帳、入園時の家庭訪問、年2回の個人面談、アンケートで把握し、指導計画に反映しています。職員会議等には保育士、調理師、事務員が参加し、支援困難ケースは市の障害福祉課、保健師等と協議を実施し、適切な保育の提供をしています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

<コメント>

指導計画の評価と見直しは、週1回のクラス打ち合わせ、月1回のカリキュラム検討会等定期的に行い、参加できなかった職員は連絡ノートで確認し、全職員は内容を周知しています。保護者のニーズは、個人面談、アンケート等で把握し、年1回の父母保育実習や掲示で保護者に伝えています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況は「毎日の日誌」に記録されています。「活動報告」には排泄、健康状態、食欲のほか、0～2歳児はエピソードやその日の様子を記入しています。毎日ミーティング(昼礼)を行い、各クラスから伝達事項を伝え、情報の共有化を図っています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報管理規定」「特定個人情報取扱規定」が定められ、記録管理の責任者は主任、副園長です。電子データの管理は園長が行い、職員の書類の持ち出しを禁止しています。職員は個人情報保護規定等を入社時研修、外部、園内研修で理解し遵守しています。個人情報の取り扱いについて、保護者に入園オリエンテーション等で説明し、同意を得ています。

(別紙2A)

第三者評価内容結果

A サービス内容

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。
- b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。
- c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。
- ☒ ア 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。
 - ☒ イ 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。
 - ☒ ウ 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。
 - ☒ エ 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。
 - ☒ オ 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

<コメント>

保育課程は保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、社会性、心理性の長期的な子どもの発達段階を踏まえ、家庭や地域の状況を考慮して編成されています。子ども一人ひとりの指導計画は保育課程に基づき作成され、一貫性、連続性のある保育を立案、実践しています。保育課程は定期的に評価、見直しを行い、次年度の計画、編成に活かしています。

A-1-(2) 環境を通じて行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の温度は冬場は18～20度に保ち、加湿器を設置しています。夏場は窓を開け、風通しの良い空間になっています。木製や手作りの遊具を多く取り入れ、コーナーを作り、一人または数人でくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所を確保しています。食卓には花を飾り、午睡時はカーテンを閉め、静かな音楽を流しています。定期的な家具や遊具の消毒と、毎日の拭き掃除を行い、清潔を保っています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態は0～2歳児は個別の指導計画に、3歳児以上は「全人像」（成長発達の記録）に、保護者のニーズは「保護者支援」に記録し、職員会議等で共有しています。「裁かない保育」を目指し、子どもの言いたい気持ちを推察して代弁したり、見守ることで子どもの主体性を伸ばすよう努めています。肯定的な言葉で子どもに伝わるよう努めています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

＜コメント＞

0～2歳児クラスは一人ひとりの発達に応じた個別指導計画を作成し、次月へ繋げています。子どもが自分でやり遂げた達成感、充実感を引き出し、安心して次への意欲に繋がるよう心がけています。基本的な生活習慣の習得について、進級説明会時に資料を基に保護者に説明しています。子どもの入園時、病後は子どもの体調に合わせ、活動を控えたり、休息を十分にとれるよう配慮しています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

＜コメント＞

0、1歳児クラス、1、2歳児クラス、3～5歳児クラスの異年齢縦割り保育を行っています。高齢者施設への訪問、障害者施設との餅つき交流、近隣の人との交流、4、5歳児の合宿、5歳児の富士登山など子どもが主体的に自然や社会に関わることができるよう工夫した取り組みを行っています。0歳児は5か月頃から午前中は園庭で過ごし、年齢に応じて活動の場を広げ、社会的ルールを身に付けられるよう配慮しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

子どもと保育士が一对一で関わり、乳児体操などでスキンシップを図ったり、歌を歌い、喃語に笑顔で応えるなど、子どもの情緒の安定を図りながら愛着関係を築くよう配慮しています。子どもの探索活動や遊びが豊かに展開されるような空間作りを心がけています。一人ひとりの発達に応じた個別支援計画を作成し、連動した生活リズム作り等の保護者からの相談に応じ、信頼関係の構築に努めています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 3歳未満時児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
 - ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

食事や着替え、排泄等保育士が見守りながら、自分でやろうとする意欲を認め、次へ繋げています。園周辺の田畑や神社、山道などに出向き、保育士は安全に気を配りながら、探索活動を十分行えるよう配慮しています。おもちゃの取り扱い等のトラブルでは、保育士は中立的な立場で解決を図るよう努めています。受付簿、成長記録ノート、毎日の報告で家庭との連絡体制を整えています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☑ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☑ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☑ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☑ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児の保育は、友だちを意識しながら、ごっこ遊びなどの遊びの中で身の回りの支度、片付け、給食当番、遠足等新しいことへの興味、関心を促すよう努めています。4歳児の保育は、静と動のメリハリを持たせ、友だちと協力して模造紙2枚分の鯉のぼりを製作し、友だちと活動する喜びを得ています。5歳児の保育は、個性を大切にしながらのびのびと活動し、富士登山で心身の成長を促しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☑ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - ☑ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ☑ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - ☑ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - ☑ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☑ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - ☑ キ 職員は、障害のある子どものほいくについて研修などにより必要は知識や情報を得ている。
 - ☑ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

クラスのカリキュラムに基づいて、障害のある子どもの状況に配慮した個別の支援計画を作成しています。保護者からの情報を基に、週2回個別に対応する時間を設けています。障害のある子どもが集団の中で成長できるよう、保育士は子どもたちと共に活動しています。1か月に1回、保護者と面談し、連携を図っています。職員は研修に参加し、職員会議で報告、回覧で知識や情報を共有しています。

A10

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

各クラスのデイリープログラムに長時間保育のための環境設定や保育士の活動が組み込まれ、子どもが安心して過ごせるよう保育士は臨機応変に対応しています。少人数でゆっくり遊べる遊具を用意し、部屋の明るさ、室温、BGMを流すなど、子どもが寂しさを感じないよう配慮しています。子どもの一日の様子は活動報告に記録し、口頭でクラス保育士から遅番保育士に引き継ぎをしています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。
- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

5歳児のカリキュラムの中に、小学校との連携や就学に関する事項が記載されています。小学校との交流会、散歩活動で小学校訪問するなど、子どもが就学に向けて期待感を高められるよう支援しています。小学校からのお知らせの配付と掲示、配慮を必要とする子どもの保護者との就学相談などを行い、保育所児童保育要録を作成し、小学校に郵送しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアル「保健計画」を作成し、実施しています。登園時の視診、触診、口頭で保護者と確認し、受け付けノートに記録し、ミーティングで職員は情報を共有しています。既往症や予防接種の状況は、母子手帳や児童票等で情報を収集し、入園後も必要な情報を得られるよう努めています。SIDSチェック表を毎日記録し、深く眠りすぎないように工夫しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年3回の健康診断、年1回の歯科検診を実施し、結果は保護者にその日のうちに口頭で伝え、受け付けノートに記録しています。年間を通して薄着と裸足で過ごし、散歩、遠出などの野外活動、乾布摩擦などを実施し、保健計画に沿って健康増進を図っています。保護者会で年1回歯科医による「歯科講話」、2年に1回「心肺蘇生講座」を開催し、子どもの健康の保持に努めています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「アレルギーのある子どもに対する給食マニュアル」を策定し、オリエンテーション時に保護者に説明し、入園児の「食材調査」を行い、保育園での初発を防ぐよう努めています。アレルギーのある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギー疾患・生活管理指示票」の提出と、通院結果について保護者から聞き取るなど連携を図っています。職員は研修、勉強会に参加し、全職員は周知しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

「食育計画」に基づき、期別、月間計画を作成しています。落ち着いて食事がとれる環境、雰囲気作りに配慮し、職員は食材や調理方法を説明し、苦手な物が食べられるよう援助しています。季節の行事やバイキング、バーベキュー、お弁当の日を設け、食事が楽しくとれるよう工夫しています。月1回調理室だよりと献立表を配付し、食事のサンプルの掲示、年3回給食試食会を開催しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
 - ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

毎日、各クラスの喫食状況や残食量を記録し、月1回献立会議を開催し旬の物や地元の物を取り入れ、添加物を排除して子どもがおいしく安心して食事ができるように工夫しています。病後や体調不良の子どもには、おかゆや消化の良い食事を提供しています。衛生管理マニュアルに基づき、調理室の清掃、調理師の健康状態、残留塩素、冷蔵庫の温度管理等衛生管理に努めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

登園時には保護者から子どもの様子の確認と視診、降園時には活動内容、エピソード、体調など園での様子を伝え、保護者以外のお迎えの時は連絡ノートで伝えています。週に1回保護者と成長記録ノートを交換し、子どもの成長を共有できるよう努めています。役員会、保護者会、進級説明会、父母保育実習等を開催し、子どもや保護者の状況の把握や情報交換を行い、記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
 - ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

職員は保護者の言葉や行動に関心を持ち、日々の挨拶や声かけを行っています。保護者からの相談はいつでも応じる体制を整えています。クラス担当保育士が解決できないときは、主任、園長に報告し、対応を決めています。年2回の個人面談、5歳児の就学相談を開催し、記録を回覧し、職員は情報を共有しています。巡回指導や発達相談は職員会議で報告し、職員は情報の共有を図っています。

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☐ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

「虐待対応マニュアル」を作成し、視診、着替え、表情、態度等を観察し、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないようにしています。保護者の仕事の状態、表情、子どもとの関わりについても観察し、声をかけるよう心がけています。虐待、ネグレクトに対して、職員がいつでも確認できるようにマニュアルの整備し研修へ積極的に参加することにより、さらなる技術の向上が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。
- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

月末、期別、年度末のカリキュラムの評価での自己評価とクラス評価、年1回の園長面談等保育士が主体的に自らの保育実践の振り返りを行い、保育内容の改善に活かされています。人事考課制度として定期的にビジネスマナー、実力評価、成果貢献の自己評価と考課者評価を行っています。グループや個別での職員相互の話し合いを通じて、組織的、継続的に保育の質の向上に取り組んでいます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 湘南リハウスビル3F

TEL : 0466-29-9430 FAX : 0466-29-2323